

社会福祉法人 和木町社会福祉協議会
生活安定対策資金貸付規程

(目的)

第1条 この規程は低所得世帯に対し、必要な資金を貸付けることにより、その経済的な自立と生活意欲の助長促進を計り、安定した生活を営ましめることを目的とする。

(貸付業務の実施主体)

第2条 生活安定対策資金（以下「生活安定資金」という）の貸付及び償還等に関する業務は社会福祉法人和木町社会福祉協議会（以下「町社協」という）が行う。

(貸付対象)

第3条 資金の貸付けの対象となる世帯は、低所得世帯等であって当該生活安定資金の貸付けにより安定した生活を営むことができると認められる世帯とする。

(貸付条件等)

第4条 資金の貸付けの対象となる経費及び貸付条件（貸付限度額、貸付利率、貸付期間及び保証人）は、別表に掲げるところとする。

2 据置期間の計算は貸付けの日からとし、据置期間中は無利子とする。

3 貸付金の償還は年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とし元金均等、利子均等償還の方法によることを原則とする。ただし貸付金の貸付けを受けた者（以下「借受者」という）はいつでも繰上償還することができる。

(貸付金の一時償還)

第5条 町社協会長は、借受者が、次の各号の一つに該当する場合には、いつでも貸付金の全部又は一部につき一時償還を請求することができる。

1 貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用したとき。

2 虚偽の申請その他不正な手段により貸付けを受けたとき。

(延滞利子)

第6条 町社協会長は、借受者が貸付金を定められた償還期限までに支払わなかった場合は、延滞元金につき年10.75%の割合をもって、当該償還期限の翌日から支払の日までの日数により計算した延滞利子を徴収する。

ただし、当該償還期限までに支払わないことについて、災害その他やむを得ない事由があると認められるときはこの限りでない。

2 町社協会長は前項により計算した延滞利子がこれを徴収するのに要する費用に満たないと認められるときは、当該延滞利子を債権として調定しない

ことができる。

(償還金の支払猶予)

第7条 町社協会長は、借受者が災害その他特別の事由により定められた償還期限までに貸付金を償還することが著しく困難となった場合には、借受者の申請に基づき1年以内の範囲で必要と認める期間償還金の支払を猶予することができる。なお、この場合において、猶予された期間に係る貸付金の利子は徴収しないものとする。

(償還金の支払免除)

第8条 町社協会長は、借受者の死亡その他やむを得ない事情により貸付金を償還することができなくなったと認められるときは、県社協会長の承認を経たうえ、当該貸付金の償還未済額の全部または一部の支払いを免除することができる。

(保証人)

第9条 更生援護資金の貸付けを受けようとする者（以下「借入申込者」という）は原則として保証人1名以上を立てなければならない。

2 保証人は、借受者と連帯とし債務を負担するものとする。

3 保証人は原則として借入申込者と同一町に居住している者とする。

4 借受者または借入申込者は、他の借受者または借入申込者の保証人となることはできない。

(民生委員の役割)

第10条 民生委員は、資金の貸付対象となる低所得世帯等に対し貸付けのあっ旋等を行うとともに、町社協の貸付及び償還業務に協力し、借入申込者及び借受者に対して、必要な援助指導を行うものとする。

附 則

1. この規程は昭和58年1月1日から施行する。ただし療養資金の貸付けについては、昭和58年1月1日から、老人医療資金の貸付については、昭和58年2月1日から、更生援護資金の貸付けについては昭和58年4月1日から実施する。

生活安定対策資金

資金の種類	貸付対象経費	貸付条件			
		貸付限度額	貸付利率	貸付期間(据置)	保証人
更生援護資金 (S.58.4.1)	<input type="checkbox"/> 就職支度費 <input type="checkbox"/> 企業倒産、傷病、災害を受けた場合等の生活費 <input type="checkbox"/> 結婚、出産、葬祭等の臨時的な経費 <input type="checkbox"/> 住居解体費、古家購入費 <input type="checkbox"/> 入学支度金 <input type="checkbox"/> 付添看護料、差額ベット料 健康保険適用外医療費 <input type="checkbox"/> その他世帯の自立更生のため必要な経費	200 千円	年3%	6.5年 以内 (6月以内)	1人 以上
療養資金 (S.58.1.1)	<input type="checkbox"/> 医療費自己負担分	50千円	無利子	1年以内	不要
老人医療資金 (S.58.2.1)	<input type="checkbox"/> 老人保健法による医療費 自己負担分	20千円	無利子	1年以内	不要